

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わります！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金	時間額 9 3 8 円	効力発生日
		令和5年 10月1日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外・休日・深夜手当
- ③臨時に支払われる賃金
- ④1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、最低賃金の減額の特例許可が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています

特定 最低賃金 (時間額)	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	9 5 9 円	効力発生日
			令和4年12月30日
	自動車・同附属品製造業	9 6 1 円	効力発生日
			令和4年12月25日

※年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金から適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。詳細については、お問い合わせください。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場2-3-2	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢1-7-60-1	(0556-22-3181)
	富士川地方合同庁舎5階	

賃金引き上げを支援する制度について

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響等により売上高が減少している事業者及び物価高騰等の影響により利益率が低下している事業者に対しては、「特例事業者」として助成率及び助成対象経費が拡充される特例が設けられています。

事業内最低賃金
引き上げ



設備投資等
機械設備、コンサルティング
導入、人材育成・教育訓練



費用の一部
を助成

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金

検索



業務改善助成金における特例事業者のご案内

業務改善助成金における特例事業者は、①新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が15%以上減少している場合、②原材料費の高騰等の社会的・経済的環境の変化等の要因により利益率が3%ポイント以上減少している場合のいずれかに該当する場合です。

特例事業者は、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万以下の自動車（貨物自動車及び特殊用途自動車含む）、パソコン（タブレット端末やスマートフォン及びその周辺機器を含む）の購入、製作又は改良の費用（ただし、パソコンは新規購入に限る）が助成対象となります。

令和5年度の業務改善助成金における拡充のご案内

中央最低賃金審議会答申（令和5年7月28日）を踏まえて、令和5年8月31日より、業務改善助成金に拡充措置が実施されています。

拡充のポイント

- ① 対象事業場の拡大（事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場から50円以内の事業場に拡大）
- ② 賃金引き上げ後の申請が可能に（事業場規模50人未満の事業者であることなど一定の要件を満たす必要があります。）
- ③ 助成率区分の見直し（助成率の区分となる事業場内最低賃金の金額の引き上げ）

お問い合わせ先

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。
業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

山梨働き方改革推進支援センターでも、業務改善助成金の申請に関する相談について支援しています。

山梨働き方改革推進支援センター [中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F]

電話番号：0120-755-455（受付時間 平日 9:00～17:00）

【相談方法：電話、窓口相談のほか企業を訪問しての支援も行っています】

交付申請書等の提出先：山梨労働局 雇用環境・均等室
甲府市丸の内1-1-11 TEL 055-225-2851